平成30年度 隠岐の島町職員採用試験公告（案内）

平成３０年　７月１７日

隠岐の島町長　　池　田　高　世　偉

平成30年度隠岐の島町職員採用試験を次のとおり実施するので、隠岐の島町職員採用試験実施要綱(平成16年隠岐の島町告示第10号)第7条の規定に基づき公告する。

１．受付期間

1）平成30年7月17日(火)　～　平成30年8月17日(金)

2）受付時間は、月曜日から金曜日まで(祝祭日を除く)の午前8時30分から午後5時まで

3）郵送による場合は、8月17日(金)までの消印あるものに限り受付

２．試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職　務　内　容
一 般 事 務	若干名	町長部局、教育委員会教育長部局又は企業部局に勤務し、行政事務に従事
一 般 事 務 (身体障がい者対象)	若干名	町長部局、教育委員会教育長部局又は企業部局に勤務し、行政事務に従事
土 木 技 師	若干名	町長部局、教育委員会教育長部局又は企業部局に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画等に関する設計・積算・施工管理等の業務に従事
保　育　士	若干名	町長部局に勤務し、保育業務に従事
管理栄養士	若干名	町長部局に勤務し、主に保育所の栄養管理業務に従事
情報管理員	若干名	町長部局に勤務し、情報管理業務に従事

３．受験資格

1）次の要件をすべて満たす人が受験できます。

■一 般 事 務

・昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人

■一 般 事 務（身体障がい者対象）

・昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人

・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人

・自力により通勤ができ、かつ、介助者なしに1日7時間45分、週5日間の職務の遂行ができる人

・活字印刷文による出題に対応できる人

■土 木 技 師

・昭和 58 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた人

■保　育　士

・昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた人

・保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人又は平成 31 年 3 月 31 日までに当該資格等を取得する見込みの人

■管理栄養士

・昭和 53 年 4 月 2 日以降に生まれた人

・管理栄養士免許を有する人又は平成 31 年 3 月 31 日までに当該免許を取得する見込みの人

■情報管理員

・昭和 53 年 4 月 2 日以降に生まれた人

・基本情報技術者若しくは応用情報技術者の資格を有する人又は平成 31 年 3 月 31 日までに当該資格を取得する見込みの人

2）上記 1）にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

① 日本国籍を有しない人

② 成年被後見人及び被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む）

③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの人

④ 日本国憲法施行日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

４．試験の日時、試験地、試験会場及び合格発表

区分	日　　時	試験会場	合格発表
第一次試　験	9 月 16 日(日) 受付　9:15～9:45 試験 10:00～	松江テルサ (松江市朝日町 487-18)	10 月 5 日(金)に役場前掲示板に掲示、町ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載するほか、合格者に郵便にて通知
第二次試　験	10 月 21 日（日）予定 (第一次試験合格通知の際にお知らせします)	隠岐の島町役場 (隠岐の島町城北町 1 番地)	11 月中旬に役場前掲示板に掲示、町ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載するほか、合格者に郵便にて通知

５．試験の種目及び内容

<table>
<tr><th>区分</th><th>試験
区分</th><th>試験種目</th><th>試験
種類</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="12">第一次
試　験</td><td rowspan="2">一般事務
（身体障がい者対象を含む）</td><td>教養試験
（2 時間）</td><td>高校
卒業
程度</td><td>公務員としての必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験
［出題分野］
時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する知能</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務適性検査
（10 分）</td><td>事務職員としての正確さ、迅速さ等の作業能力の面から必要な適応性を検査</td></tr>
<tr><td rowspan="2">土木技師</td><td>教養試験
（2 時間）</td><td rowspan="2">高校
卒業
程度</td><td>公務員としての必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験
［出題分野］
時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する知能</td></tr>
<tr><td>専門試験
（1 時間 30 分）</td><td>専門的知識や能力について、択一式による筆記試験
［出題分野］
数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造学力、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保育士</td><td>教養試験
（2 時間）</td><td>高校
卒業
程度</td><td>公務員としての必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験
［出題分野］
時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する知能</td></tr>
<tr><td colspan="2">専門試験
（1 時間 30 分）</td><td>専門的知識、能力についての択一式による筆記試験
〔出題分野〕
社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む）、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健（精神保健を含む）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">管理栄養士</td><td>教養試験
（2 時間）</td><td>高校
卒業
程度</td><td>公務員としての必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験
［出題分野］
時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する知能</td></tr>
<tr><td colspan="2">職場適応性検査
（20 分）</td><td>公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性を検査</td></tr>
<tr><td rowspan="2">情報管理員</td><td>教養試験
（2 時間）</td><td>高校
卒業
程度</td><td>公務員としての必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験
［出題分野］
時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する知能</td></tr>
<tr><td colspan="2">職場適応性検査
（20 分）</td><td>公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性を検査</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第二次
試　験</td><td rowspan="2">全職種</td><td colspan="2">作文試験</td><td>文章による表現力、課題に対する理解力などについて作文試験を実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">面接試験</td><td>主として人格、性格等をみる目的で面接を実施</td></tr>
</table>

６．受験手続

1）申込用紙の交付

① 申込用紙は、隠岐の島町役場 総務課 職員係 で交付します。

② 申込用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験請求」と朱書きし、宛先を明記した返信用封筒（定形外A4ｻｲｽﾞ）に220円切手を貼り、必ず同封して下記へ請求してください。

〒685-8585　島根県隠岐郡隠岐の島町城北町１番地

隠岐の島町役場　総務課　職員係（℡08512-2-2111（内線219））

但し、平成30年8月10日（金）（必着）までに請求のあったものに限り郵送します。

2）受験の申し込み

① 申込用紙に必要事項をすべて記入し、140円切手を添えて、隠岐の島町役場 総務課 職員係まで提出してください。

② 郵送する場合は、140円切手を同封し、封筒の表に「試験申込」と朱書きし書留で郵送してください。

③ 申し込みに際し、申込用紙の受験票欄は切り離さず、写真欄に写真を貼らないで提出してください。また受験票（表）の住所等については、記入する必要はありません。

※写真は、折返し受験票の交付を受けた後に貼り、試験当日持参ください。

④ 受験票は、申し込み受付後、受験資格を審査した後に封書にて郵送します。

⑤ 受験票が8月31日（金）までに到着しないときは、隠岐の島町役場 総務課 職員係まで連絡してください。

3）受験にあたっての注意事項

第一次試験当日は次のものを持参して下さい。

持　参　す　る　も　の	留　意　事　項
受　験　票	写真欄に、最近6ヵ月以内で帽子をつけず上半身正面向きを撮った大きさ 縦4㎝横3㎝ の写真を貼付
HB又はBの鉛筆・消しｺﾞﾑ	
時　　計　※必要に応じて	時計を持参する場合には、時計機能だけのものに限る

７．採用

1）採用は原則として、平成31年4月1日以降に行います。

2）給与は、隠岐の島町給与規程により支給されます。

3）次に該当する場合は、合格が取り消されます。

受験資格にある資格等を取得見込みの合格者で、平成31年3月末までに取得できない場合。